

令和7年第3回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

令和7年9月11日(木)

東洋町議会

余 白

令和7年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和7年9月11日(木) 午前9時00分宣告

出席議員(8名) 議長 福島 登 君 副議長 廣田 斎史 君
1番 大坪 千倫 君 3番 安岡 良仁 君
4番 高島 俊彦 君 5番 武山 裕一 君
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長 長崎 正仁 君
副町長 伊吹 真貴博 君
教育長 蛭子 浩久 君
会計管理者 近藤 真人 君
総務課長 築地 仲音 君
税務課長 田岡 いずみ 君
産業建設課長 大坪 靖幸 君
産業建設課長 生田 憲一 君
教育次長 生松 克祐 君
住民課長 田岡 伊織 君
住民課長 手島 憲作 君
住民課長兼地域包括
支援センター事務局長 堀川 歩 君
産業建設課長補佐 足達 善亮 君
住民課長補佐 奥村 忍 君
代表監査委員 弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 北川 晃彦
事務局書記 廣田 知美

議事日程 別紙のとおり
議事のてんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 1番 大坪 千倫 君

令和 7 年第 3 回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和 7 年 9 月 1 1 日 (木) 午前 9 時開議

- 〔日程第 1〕 会議録署名議員の指名
- 〔日程第 2〕 会期の決定
- 〔日程第 3〕 認定第 1 号 令和 6 年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〔日程第 4〕 認定第 2 号 令和 6 年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〔日程第 5〕 認定第 3 号 令和 6 年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〔日程第 6〕 認定第 4 号 令和 6 年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〔日程第 7〕 認定第 5 号 令和 6 年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〔日程第 8〕 認定第 6 号 令和 6 年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〔日程第 9〕 認定第 7 号 令和 6 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 〔日程第 10〕 認定第 8 号 令和 6 年度東洋町下水道事業会計決算の認定について
- 〔日程第 11〕 認定第 9 号 令和 6 年度東洋町簡易水道事業会計決算の認定について
- 〔日程第 12〕 承認第 6 号 専決処分事項「令和 7 年度東洋町一般会計補正予算（専決第 1 号）」の承認を求めることについて
- 〔日程第 13〕 議案第 31 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて
- 〔日程第 14〕 議案第 32 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて
- 〔日程第 15〕 議案第 33 号 東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて
- 〔日程第 16〕 議案第 34 号 令和 7 年度東洋町一般会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 〔日程第 17〕 議案第 35 号 令和 7 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 〔日程第 18〕 議案第 36 号 令和 7 年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を定めることについて
- 〔日程第 19〕 議案第 37 号 令和 7 年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

- 〔日程第 20〕 議案第 38 号 令和 7 年度東洋町下水道事業会計補正予算
(第 1 号) を定めることについて
- 〔日程第 21〕 議案第 39 号 野根漁港魚自動選別機等備品購入契約の締
結について
- 〔日程第 22〕 議案第 40 号 東洋町同報通信システム整備工事請負契約
の締結について
- 〔日程第 23〕 同意第 13 号 東洋町教育委員会の委員の任命につき同意
を求めることについて
- 〔日程第 24〕 同意第 14 号 東洋町監査委員の選任につき同意を求める
ことについて
- 〔日程第 25〕 報告第 3 号 令和 6 年度財政の健全化判断比率等の報告
について
- 〔日程第 26〕 議会報告 石川県能登半島視察研修の報告について
- 〔日程第 27〕 委員会報告 東洋町のデジタル化に関する特別委員会の
報告について (中間報告)

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和 7 年第 3 回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9 時 0 0 分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として、決算認定 9 件、専決補正予算 1 件、条例 3 件、補正予算 5 件、契約 2 件、人事 2 件、報告 1 件の 2 3 件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第 2 3 5 条の 2 第 3 項の規定により、監査委員から令和 7 年 5 月から 7 月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

また、令和 6 年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算、各公営企業会計決算の審査意見書が提出されております。

次に、閉会中の議員派遣 4 件について報告が代表派遣議員から提出されております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条第 1 項の規定により、教育委員会から、令和 6 年度東洋町教育委員会

町長

の自己点検・評価シートが提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について、発言の申し出がありましたので、これを許します。長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

皆さんおはようございます。

本日、令和7年東洋町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、残暑の厳しい折、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

それでは、本定例会への上程案件につきまして、執行部からは議案として、令和6年度の各会計決算9件、条例3件、令和7年度の専決補正予算案1件、補正予算案5件、契約2件、人事2件の計22件の議案の提出と1件の報告をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、御審議のうえ、適切なご決定をお願い申し上げます。

提案に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

まず、令和7年度国勢調査についてでございます。

本年10月1日からは、5年に一度の国勢調査が実施されます。この調査は、日本国に住まれるすべての個人と世帯を対象とする実態調査であり、この調査結果が地方交付税額にも反映されます。

本年8月末の住民基本台帳における人口は1996人について2000人を割る状況となってしまいました。前回、令和2年度調査の本町人口は2194人でありましたので、現況の中での

今回調査結果は大変厳しいものと予想しております。

本町の移住促進対策で人口減は緩やかになってはいるものの、移住促進住宅の整備は10棟にとどまっており、移住希望者はいるものの、まだまだ住居が不足している状況にありますので、空き家をお持ちの方へ御理解と御協力のもと、住居の確保に努めてまいります。

続きまして、令和6年度の各会計決算の状況についてでございます。

まず、一般会計では、収入済額は34億4822万7千円、支出済額は32億8697万8千円で、歳入歳出差し引き1億6124万9千円の黒字決算となっており、特別会計では、住宅新築資金会計を除く全会計は、黒字決算となっております。

次に、一般会計と住宅新築資金特別会計と合わせました普通会計ベースでの歳入歳出決算ですが、実質収支は6305万9千円の黒字となっております。

令和6年度末の基金残高は9億7203万4千円で、対前年度比で1億5503万3千円の減となっておりますが、要因といたしましては、簡易水道会計及び下水道会計が公営企業会計へ移行するにあたり、基金から繰出金を支出したことによるものであります。その簡易水道会計及び下水道会計は、公営企業会計へ移行して初めての決算報告となりますが、ともに黒字決算となっております。

続いて、令和6年度の町税等の収納率についてでございます。

現年課税分は、町民税は100%、固定資産税は99.5%、軽自動車税100%、町税全体の収納率は99.8%で、滞納繰

越分を合わせた町税収納率は99.4%であります。

介護保険料、後期高齢者医療保険料の現年課税分の収納率は99.9%で滞納繰越分はありません。

国保税の現年課税分は100%で滞納繰越分を合わせた収納率は99.9%となっております。

町民の皆様方の納税意識を維持しておりますが、常に完納を意識した姿勢で職務を遂行してまいります。

続きまして、令和6年度のふるさと納税についてでございます。

寄付額は7380万円にとどまり、前年度と比較して約2990万円の減で、対前年度比71%となっております。

減額となった要因としましては、主要返礼品でありますポンカンの不作による寄付金の減少にあります。ポンカン以外の通年出荷が可能な新規返礼品を開拓し、寄付の増加へとつなげるよう改善したところ、これまでに新規11事業者が加入し、81品目の返礼品を確保しております。

そのほか、商品紹介ページへの掲載期間の短縮や配送ルールを変更し、経費節減にも努めておりますが、目標額の1億5千万円には程遠い結果となっております。

また、道の駅東洋町へ設置いたしました旅先納税自動販売機の実績もゼロであり、寄付額増加のためには、まだまだ改善が必要となっておりますが、引き続き、自主財源の確保に向けて取り組んでまいります。

続いて、令和6年度の道の駅東洋町の売上状況についてでございます。

売上額は2億5419万円で、入込客数は18万7248人と売上額、入込客ともに順調に伸びておりまして、1631万7千円の黒字決算となっております。

続いて、令和7年度の主要事業の取組について、進捗状況など簡明に御報告させていただきます。

まず、本定例会で契約案件となっておりますデジタル防災行政無線整備事業につきましては、8月8日に公募型プロポーザルで事業者の選定を行っておりますが、本事業に着手しますと、既設の防災行政無線の開始が昭和62年でありましたので、38年ぶりの機器更新となります。

既設の防災行政無線やIP告知放送と比較しても、日常的な活用やスマートフォンを所有する方の利便性も含め、災害時の初動には欠かすことのできない情報伝達や情報収集の有効手段としての大きな役割を担うものとして整備を進めていきたいと考えております。

次に、この4月に国の地方創生第2世代交付金の採択を受けております白浜海岸観光活性化事業のうちグランピング施設整備につきましては、地域の関係者からの御意見もいただいた中で、設置位置、サービス内容、事業実施体制について実施可能なのか、また、設備投資に対する費用対効果なども含めて見直しを指示しております。これに伴いまして、東洋町自然休養村管理センターの大規模改修の事業採択内容はグランピング施設とセットのため、今後、国との調整が必要となりますので、改修設計は完了しているものの着工には至っておりません。

次に、甲浦保育園の高台移転につきましては、高台整備場所を具体化し、本格的な造成計画に入っておりますので、用地購入、開発許可の手続きへと進めてまいります。

次に、野根地区公衆トイレ整備は、12月完成を予定しております。

次に、サル駆除の取り組みについては、サルへのGPSの装着に苦慮しており、それに併せて本町で実施する捕獲オリを設置し餌付けによる捕獲計画には至っておりません。なお、一般向けのサルの追い払い講習会は講習機関と日程調整中であります。

今年度も折り返し時期となっておりますが、議会に認めていただきました予算を計画的に執行できるように取り組んでまいります。

続いて、ヘルパー不足対策の要望についてでございます。

高齢化が進む本町におきましては、介護サービスを維持していくうえでも訪問介護職員の人材確保が喫緊の課題となっております。これは県東部の各市町村でも同様の状況であることから、8月12日に安芸郡市町村長の連名で訪問介護職員の確保へ向けての要望書を高知県知事へ提出させていただいたところであります。

続いて、小中学校の体育館の熱中症対策についてでございます。

本年6月に、小中学校の体育の授業中に、児童生徒が熱中症とみられる体調不良が相次いで確認されたため、急速、スポットクーラーを設置したところであります。本定例会では、その費用に

かかる専決処分予算案を提出させていただいております。

今回は緊急的に整備したものでありますが、今後、体育館などの避難所機能も含めた整備について検討してまいります。

続いて、野根小中学校一貫校への移行についてでございます。

少子化のなか、今年度、野根小学校は休校としておりますが、来年度は1名の児童が入学予定となっております。この状況を受けて、町教育委員会では、野根小中一貫校に向けて、学校関係者と意見交換をしたところであります。

今後におきましては、地域の皆さま方からの御意見も伺いながら、具体的な方向性を示していくこととしております。

続いて、子ども食堂についてでございます。

東洋町文化会館におきまして「のねっ子食堂」をオープンし、7月に1回、8月には2回開催したところ好評を得ております。御協力いただいております野根婦人会には感謝を申し上げたいと思います。

次回は、9月28日日曜日午前11時30分から開催いたしますが、子どもたちだけではなく、全地域の皆さま方も御利用できますので、お誘いあわせの上、ぜひお越しいただきますよう御案内いたします。

続いて、銀杏保育園の不適切保育事案に関する第三者検証委員会についてでございます。

昨年12月20日に設置し、本年2月から調査・検証に入っておりますが、これまでに、対象者への聞き取り調査2回を含め委員会を7回開催しております。

7月30日の委員会終了後、第三者検証委員会としての調査結果と改善計画の取りまとめに入っている段階と伺っておりますが、結果報告時期については未定ということであります。

委員会設置後から結果報告までが長引いておりますことから、保育園利用者や町民の皆様方には大変御心配をおかけしておりますことにお詫びを申し上げます。

続きまして、夏季イベントと観光客の入込状況についてでございます。

今年の夏季期間、7月8月ですけれども、に実施をいたしましたイベントや町内主要施設の入込状況などについて御報告をいたします。

海水浴、サーフィン、ビーチホッピング、キャンプなどのアウトドアアクティビティは、晴天が続いたこともありまして、利用者は前年より多く、2万8473人ほどの観光客で賑わいました。道の駅東洋町につきましては、対前年度を上回る客数となっております、3万6041人の実績となっております。

東洋町納涼祭には、観光交流都市の滋賀県湖南市からの参加もありまして、町内外からの観光客約2000人、野根地区納涼祭では帰省客など約800人で賑わったところであります。

8月30日から31日には、生見サーフィンビーチで東洋町杯波乗り大運動会が開催されまして132名のエントリーがあり、白浜海水浴場では今年度から本町観光振興協会が招致しました四国ビーチサッカーリーグも開催され、四国各県から4チームの参加がありました。

東洋町杯波乗り大運動会には、子ども議会で生徒から提案がありましたとおり、子どもも参加できる「大運動会の部」を設けま

したところ本町の小中学生を含む9名のエントリーがあり、サーフィン授業で学んだ成果を競い合ったところであります。

続いて、防災訓練についてでございます。

7月末に発生しましたカムチャツカ半島地震により、本町には津波注意報の発表があり、避難指示を発令したところであります。南海トラフ地震の発生確率が高まる中で、本年6月には集落活動センターなどにおいて防災研修会を開催いたしました。これに続き、11月には、津波避難訓練と避難所運営訓練を計画しております。日時は改めて広報でお知らせいたしますので、町民の皆様方の御参加をお願いいたします。

続いて、四国8の字ネットワーク道路整備についてでございます。

本町区間の事業進捗状況ですが、野根安倉道路と海部野根道路は、ともに調査設計及び用地買収を実施しております。

海部野根道路につきましては、生見地区のトンネル工事と甲浦地区の橋梁建設に向けまして、それぞれ工事用道路の整備を今年度中にも着工する予定であります。

県道甲浦インター線につきましては、五社神社から町道甲浦5号線までの間の橋台工事に着手をしております。

続いて、地区懇談会についてでございます。

今年度も10月に地区懇談会を実施することとしております。

主な内容としましては、デジタル防災行政無線整備をはじめ、野根小中一貫校、白浜海岸観光活性化事業、甲浦保育園高台移転の各説明と、前回、各地区からの要望に対しての進捗状況を報告

し、新年度予算編成に向けた御要望を伺いたいと考えております。

各地区の皆様方におかれましては、当日の準備などで大変お世話になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、ライフビジョンの普及促進についてでございます。

本町では、スマートフォンをお持ちの方々を対象に、「広報とうよう」や「東洋町議会だより」をはじめ、町の暮らしの情報、議会放送など音声による放送機能により御覧いただけるアプリケーション「ライフビジョン」のサービスを行っております。

外出先でも町内放送や行政情報、災害情報などが自動的に配信され、大変便利です。町民の皆様方にぜひ御利用いただけたら幸いに思います。

結びに、近年の気候変動により、自然災害の激甚化・頻発化を招いていると考えられる中で、本格的な台風シーズンに入り、災害が発生する可能性の高い時期を迎えております。

町民の皆様方におかれましては、気象情報に十分注意していただきますとともに、まだまだ残暑が厳しい中、熱中症に御留意され、御自愛くださいますようお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、令和7年東洋町議会第3回定例会の行政報告とさせていただきます。御静聴、ありがとうございました。

議長

(福島 登 議長)

町長の行政報告が終わりました。

議会運営委員会委員長

日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第１２６条の規定により、７番、田島毅三夫君、並びに１番、大坪千倫君を指名します。

日程第２、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。高島議会運営委員長。

（高島 俊彦 議会運営委員長）

皆さま、おはようございます。

令和７年第３回定例会議会運営委員会の報告を行います。

９月８日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日１１日から９月１８日木曜日までの８日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、本日１１日の本会議散会後から議案審査のため休会、１８日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。

議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で質疑と討論を合わせて時間を１人１時間以内とする。また、執行部の答弁時間も１時間以内とする。質疑、討論、答弁は簡潔に行うこととする。

次に、一般質問については一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を１人４０分以内とする。また、執行部の答弁時間も４０分以内とする。なお、一般質問及び議案質疑については、議会会議規則第６４条の２の規定により反問権を行使すること

	ができる。また、反問権も制限時間に含めることとする。 議案質疑の通告期限は１２日金曜日正午まで、一般質問の通告期限も１２日金曜日正午までとする。 以上のように決定いたしました。 これで議会運営委員会からの報告を終わります。 （福島 登 議長） 議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から９月１８日までの８日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。 よって、会期は、本日から９月１８日までの８日間と決定しました。 日程第３、認定第１号、令和６年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第１１、認定第９号、令和６年度東洋町簡易水道事業会計決算の認定についてまでの９件を、この際、一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。 （異議なしとの声あり） 異議なしと認めます。よって、さよう決しました。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。
町長	（長崎 正仁 町長） それでは議案提案理由説明書の１ページからお願いをいたし

ます。

認定第1号、令和6年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和7年9月11日提出でございます。

続いて、2ページからお願いいたします。

認定第2号、令和6年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和7年9月11日提出でございます。

続いて、認定第3号、令和6年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。令和7年9月11日提出でございます。

続いて、4ページからお願いいたします。

認定第4号、令和6年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。令和7年9月11日提出でございます。

続いて、認定第5号、令和6年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付します。令和7年9月11日提出でございます。

続いて、6ページからお願いいたします。

認定第6号、令和6年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付します。令和7年9月11日提出でございます。

続いて、認定第7号、令和6年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。令和7年9月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

認定第1号から認定第7号については、一括して御報告を申し上げます。

一般会計では、収入済額は34億4822万6千円、支出済額は32億8697万8千円、歳入歳出差引き、1億6124万8千円の黒字となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は5428万2千円、支出済額は1億1242万円、歳入歳出差引き、5813万8千円の赤字となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計では、収入済額は4億5883万円、支出済額は4億5838万3千円、歳入歳出差引き、44万7千円の黒字となっております。

次に介護保険事業特別会計では、収入済額は5億7484万4千円、支出済額は5億6769万7千円、歳入歳出差引き、714万7千円の黒字となっております。

次に介護保険サービス事業特別会計では、収入済額は1455

万 1 7 3 6 円、支出済額は 1 4 5 5 万 1 7 3 6 円、歳入歳出差引き、0 円の収支均衡となっております。

次に観光施設事業特別会計では、収入済額は 1 7 9 3 万 9 3 7 7 円。支出済額は 1 7 9 1 万 5 4 2 4 円、歳入歳出差引き、2 万 3 9 5 3 円の黒字となっております。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計では、収入済額は 4 8 3 5 万 6 千円、支出済額は 4 7 4 5 万 7 千円、歳入歳出差引き、8 9 万 9 千円の黒字となっております。

最後に東洋町全会計では、収入済額は 4 6 億 1 7 0 3 万 2 千円、支出済額は 4 5 億 5 4 0 万 4 千円、歳入歳出差引き、1 億 1 1 6 2 万 8 千円の黒字となっております。

また、令和 6 年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施策成果報告書を添付しておりまして、地方自治法第 2 4 1 条第 5 項の規定による基金の運用状況につきましては、決算書の 3 3 9 ページから 3 4 3 ページに掲げております。

なお、決算の内容につきましては、会計管理者が説明をいたします。

続いて認定第 8 号、令和 6 年度東洋町下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。令和 7 年 9 月 1 1 日提出でございます。

続いて 1 0 ページをお願いいたします。

認定第 9 号、令和 6 年度東洋町簡易水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて、議会の認定に付します。令和 7 年 9 月 1

	1 日提出でございます。 提案理由についてでございます。 認定第 8 号、認定第 9 号については、一括して御報告を申し上げます。 下水道事業会計では、収益的収入は 1 億 1 1 2 7 万 7 千円、収益的費用は 1 億 2 8 万 8 千円により、当年度純利益は 1 0 9 8 万 8 千円となっております。 次に簡易水道事業会計では、収益的収入は 8 7 6 7 万 3 千円、収益的費用は 7 8 4 8 万 4 千円により、当年度純利益は 9 1 8 万 9 千円となっております。 なお、決算の内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。 以上御審議のほどよろしくお願い申し上げます。
議長	(福島 登 議長) 近藤会計管理者。
会計管理者	(近藤 真人 会計管理者) おはようございます。 それでは私から、令和 6 年度東洋町決算報告資料にて、決算の御説明をさせていただきます。1 ページを御覧ください。
議長	(福島 登 議長) 資料確認してしますので、しばらくお待ちください。 皆さん資料よろしいですか。 それではよろしくお願いします。

会計管理者

(近藤 真人 会計管理者)

はじめにお断りとして、この資料において、ページ参照と記載しているものにつきましては、この資料のグラフ、表並びに決算書に掲載しておりますので、説明時もしくは後ほど御参照いただきますようお願い申し上げます。また、決算額につきまして、円単位まで記載しておりますが、この御説明では、千円未満は省略させていただきます。御了承下さい。なお、下水道事業と簡易水道事業につきましては、令和6年度より公営企業会計へ移行しておりますので、この2事業を除いた決算の内容となっております。

それでは、令和6年度東洋町歳入歳出決算、1. 決算全体の状況につきまして、御説明させていただきます。

①収入額全体は、46億1703万3千円で、前年度比では、1億1049万1千円の増額、率にしますと2.45%増となっております。うち、一般会計の収入額は、34億4822万7千円で、前年度比では、7715万1千円の増額、率にしますと2.29%増となっております。

次に、特別会計全体の収入額は、11億6880万6千円で、前年度比では、3334万円の増額、率にしますと2.94%増となっております。

続きまして、②支出額全体は、45億540万4千円で、前年度比では、7650万7千円の増額、率にしますと1.73%増となっております。うち、一般会計の支出額は、32億8697万8千円で、前年度比では、9876万5千円の増額、率にしますと3.10%増となっております。

次に、特別会計全体の支出額は、１２億１８４２万６千円で、前年度比では、２２２５万８千円の減額、率にしますと１．７９％減となっております。

続きまして、③全会計の翌年度繰越金は、１億２４７２万２千円で、前年度比では、１億２５３８万７千円の減額、率にしますと５０．１３％減となっております。主な減額要因につきましては、前年度の野根川橋橋梁補修事業でございます。

続きまして、④歳入歳出差引き額は、１億１１６２万８千円で、うち、一般会計歳入歳出差引き額は、１億６１２４万９千円でございます。

２ページを御覧ください。

⑤令和６年度経常収支比率でございます。

人件費、物件費などの経常的経費と町税、普通交付税などの経常的収入との比率で表す経常収支比率につきまして、令和６年度の決算におきましては、令和５年度の９５．１％から９２．６％と２．５ポイント減少しております。なお、決算書の３４７ページと３５４ページに記載しております令和６年度の経常収支比率の数値は誤りでございますが、国から決算統計の修正の指示がございましたら、差替えをさせていただく予定でございます。

続きまして、⑥令和６年度実質公債比率でございます。

３か年平均でみる、実質公債費比率におきましては、令和５年度１２．１％から１２．５％と０．４ポイント増加しております。これは、元利償還金増加によるものでございます。

６ページを御覧ください。

２．一般会計決算の状況についてでございます。

①令和６年度一般会計決算額を令和５年度と比較すると、収入済は、７７１５万１千円の増額、支出済は、９８７６万５千円の増額となっております。

令和６年度の主な事業でございます。

この主な事業の掲載につきましては、各科目ごとに列挙しておりますが、時間の都合上、後ほど御覧いただき、決算審査時に御質問を承りたいと思っておりますので、ここでは割愛させていただきます。

１０ページを御覧ください。

②歳入の状況でございます。ここでは、各科目ごとに前年度と比較して増減をお示ししており、また、増減額の右側に括弧書きで記載しております内容につきましては、前年度と比較して、その主な要因を記載しております。ここでの説明は、主なもののみ御説明いたしますので御了承下さい。

まず、下段にございます繰入金は、２億１７４７万円の増額で、ふるさとづくり基金の取崩しによるものでございます。また、町債は、１億８６６３万３千円の減額で、主に前年度の甲浦公民館耐震補強事業によるものでございます。差引き７７１５万１千円増加しております。

１１ページを御覧下さい。

③令和６年度の町債でございます。

町債は、総額２億３１５７万５千円で、その内訳は主に、橋梁補修事業２４９０万円、野根海岸高潮対策事業２０６０万円となっております。

１２ページを御覧ください。

④歳出の状況でございます。歳出増減の内容につきましては、

各科目の増減額及び主な内訳のみ説明いたします。

まず、議会費、4714万2千円で、前年度との比較では、339万5千円増加しております。

次に、総務費、総額は、8億466万4千円で、前年度との比較では、6766万1千円の増額でございます。主な内訳は、総務管理費5645万8千円で、光ケーブル放送機器等更改事業でございます。

次に、民生費、総額は、6億7988万8千円で、前年度との比較では、1454万4千円の増額でございます。主な内訳は、児童福祉費2058万6千円で、児童手当システム改修事業でございます。

13ページに続きます。

次に、衛生費、総額は、2億5548万2千円で、前年度との比較では、272万4千円の増額でございます。主な内訳は、保健衛生費3458万4千円で、簡易水道事業会計出資金でございます。

次に、農林水産業費、総額は、1億3944万8千円で、前年度との比較では、2884万1千円の増額でございます。主な内訳は、農業費1859万8千円で、生見ため池配水管調査委託事業でございます。

（自席より、これは…了解、すいません。間違えました。との発言あり）

次に、商工費、総額は、3640万9千円で、前年度との比較では、853万7千円の減額でございます。主な内訳は、前年度の地域活性化企業人負担金でございます。

次に、土木費、総額は、3億8731万2千円で、前年度との比較では、1億4645万1千円の増額でございます。主な内訳

は、道路橋梁費 5 0 5 1 万 3 千円で、道路橋定期点検委託事業で
ございます。

1 4 ページに続きます。

次に、消防費、総額は、2 億 4 8 7 7 万円で、前年度との比較
では、5 2 4 8 万 9 千円の増額でございます。主な内訳は、防災
拠点施設貯水槽設置工事設計委託事業でございます。

次に、教育費、総額は、1 億 8 4 4 3 万円で、前年度との比較
では、2 億 4 8 3 4 万 6 千円の減額でございます。主な内訳は、
社会教育費▲ 2 億 5 8 7 2 万 7 千円で、前年度の甲浦公民館耐震
補強改修事業でございます。

次に、災害復旧費、総額は、2 2 9 5 万 7 千円で、前年度との
比較では、1 9 3 8 万 3 千円の増額でございます。

1 5 ページに続きます。

主な内訳は、農林水産業施設災害復旧費 1 9 3 6 万円で、林道
桎地線床版橋測量設計委託事業でございます。

次に、公債費、総額は、4 億 8 0 4 7 万 5 千円で、前年度との
比較では、2 0 1 6 万 1 千円の増額でございます。

続きまして、⑤基金の状況でございます。

令和 7 年 3 月 3 1 日現在、基金の現金・有価証券の主な残高は、
財政調整基金 1 億 9 7 5 0 万円、消防施設整備基金 7 0 7 4 万 3
千円、施設整備基金 3 億 8 3 2 万 9 千円、減債基金
1 億 2 1 9 9 万 5 千円、ふるさとづくり基金 2 億 8 9 7 万 7 千
円、防災対策加速化基金 7 0 4 4 万円などで、合計 1 1 億 2 5 7
8 万 8 千円、1 6 ページに続きます。前年度比では、5 3 9 5 万
1 千円増加しております。また、国保財政調整基金、介護給付費
準備基金、奨学基金、土地開発基金、国民健康保険高額療養費貸
付基金の状況につきましては、決算書の 2 4 9 ページ、2 8 7 ペ

ージ、340ページから343ページを後ほど御参照願います。

⑥町債の状況でございます。令和6年度末の町債の主な残高は、公共事業等債1億9030万5千円、緊急防災・減災事業債7億5124万9千円、過疎対策事業債20億3775万円、臨時財政対策債6億2863万7千円などで、総額40億9342万3千円の残高、前年度比では、1億9823万4千円減少しております。

25ページを御覧ください。

3. 特別会計決算の状況でございます。特別会計全体の決算額につきまして、収入済では、11億6880万6千円、前年度比では、3334万円の増額、率にしますと2.94%増となっております。

次に、支出済では、12億1842万6千円で、前年度比では、2225万8千円の減額、率にしますと1.79%減となっております。

続きまして、各特別会計でございます。

まず、①住宅新築資金等貸付事業特別会計につきまして、収入済額では、5428万2千円、前年度比では、3998万3千円の増額、率にしますと279.62%増となっております。これは、一般会計からの繰入金によるものでございます。

次に支出済額では、1億1242万1千円で、前年度比では、1257万円の減額、率にしますと10.06%減となっております。歳入歳出差引きでは、▲5813万8千円の赤字決算となっております。

次に、②国民健康保険事業特別会計につきまして、収入済額では、4億5883万1千円で、前年度比では、1156万1千円の減額、率にしますと2.46%減となっております

次に、支出済額では、4億5838万3千円で、前年度比では、1177万9千円の減額、率にしますと2.51%減となっております。歳入歳出差引きでは、44万8千円の黒字決算となっております。

26ページを御覧ください。

次に、③介護保険事業特別会計につきまして、収入済額では、5億7484万4千円で、前年度比では、735万2千円の増額、率にしますと1.30%増となっております。

次に、支出済額では、5億6769万7千円で、前年度比では、491万6千円の増額、率にしますと0.87%増となっております。歳入歳出差引きでは、714万7千円の黒字決算となっております。

次に、④介護サービス事業特別会計につきまして、収入済額では、1455万2千円で、前年度比では、118万円の増額、率にしますと8.82%増となっております。

次に、支出済額では、1455万2千円で、前年度比では、118万1千円の増額、率にしますと8.83%増となっております。歳入歳出差引きでは、0円の決算となっております。

次に、⑤観光施設事業特別会計につきまして、収入済額では、1793万9千円で、前年度比では、610万8千円の減額、率にしますと25.40%減となっております。これは、前年度の繰越金によるものでございます。

27ページに続きます。

次に支出済額では、1791万5千円で、前年度比では、613万1千円の減額、率にしますと25.50%減となっております。これは、前年度の海の駅（道の駅）事業費によるものでございます。歳入歳出差引きでは、2万4千円の黒字決算となっております。

ります。

最後に、⑥後期高齢者医療保険事業特別会計につきまして、収入済額では、4835万7千円で、前年度比では、249万4千円の増額、率にしますと5.44%増となっております。

支出済額では、4745万8千円で、前年度比では、212万6千円の増額、率にしますと4.69%増となっております。歳入歳出差引きでは、89万9千円の黒字決算となっております。

以上でございます。なお、グラフ及び表につきましては、後ほど御参照下さい。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

生田産業建設課長。

産業建設課長

(生田 憲一 産業建設課長)

それでは、認定第8号、令和6年度東洋町下水道事業会計決算の認定につきまして、私のほうから御説明いたします。

決算書を見ながら御説明していきますので、御手元に御用意くださいますようお願いいたします。

それでは、下水道事業会計につきましては、地方公営企業法を一部適用した公営企業会計に移行しまして、初めての決算となりますので、前年度比較ができませんので決算報告のみ報告させていただきます。

決算書の1ページをお開きください。

東洋町下水道事業決算報告書、収益的収入及び支出の決算として、収入の決算額、1億1259万3946円、支出の決算額は1億160万3631円となっております。

2 ページに移ります。

次に、資本的収入及び支出です。収入の決算額 1 億 1 1 4 万 2 千円、支出の決算額では 8 7 8 8 万 1 5 2 円となっております。

3 ページをお願いします。

損益計算書です。全て税抜金額となっております。公営企業会計の場合、その事業全体の収支を聞かれたときは、当年度純利益のことを指します。よって、令和 6 年度の下水道事業会計の収支、つまり当年度純利益としましては、1 0 9 8 万 8 7 9 8 円となります。ただし、先日の公営企業会計決算書の勉強会におきまして講師が言っていましたとおり、この金額がそのまま利益に当てはまらないということは御理解ください。

次に 4 ページをお開きください。

剰余金計算書になります。ここで剰余金の会計年度中の増減と期末残高を示しております。

5 ページに移ります。

剰余金処分計算書案です。公営企業会計の場合、利益の処分、つまり使い道は議会の議決または条例の規定によって行わなければならないと定められています。今回の決算によって生じた、未処分利益剰余金の処分としまして、東洋町下水道事業の剰余金の処分等に関する条例第 2 条の規定によりまして、建設改良積立金に 5 0 0 万円計上し、未処分利益剰余金の残高は 5 9 8 万 8 7 9 8 円となっております。

以上で下水道事業会計の決算報告を終わります。

続きまして、認定第 9 号、令和 6 年度東洋町簡易水道事業会計決算の認定につきまして、引き続き御説明いたします。

こちらもお手元に、決算書を御用意ください。

簡易水道事業会計については、下水道事業会計と同じく、初めての決算となり、前年度比較ができませんので、決算報告のみさせていただきます。

決算書の1ページをお開きください。

東洋町簡易水道事業決算報告書、収益的収入及び支出の決算としまして、収入の決算額9128万7146円、支出の決算額8072万4136円となっております。

2ページに移ります。

次に、資本的収入及び支出です。収入の決算額9987万7千円、支出の決算額、7727万2977円となっております。

3ページをお願いします。

損益計算書です。全て税抜金額です。公営企業会計の場合、その事業全体の収支を聞かれたときは、当年度純利益のことを指します。

4ページをお願いします。

よって令和6年度の簡易水道事業会計の収支、つまり当年度純利益は918万9373円となります。ただし、先ほど御説明しましたが、先日の公営企業会計決算書の勉強会において、講師が言っていましたとおり、この金額がそのまま利益に当てはまらないということは御理解ください。

次に5ページをお開きください。

剰余金計算書です。ここで、剰余金の会計年度中の増減と期末残高を示しております。

6ページに移ります。

剰余金処分計算書案です。公営企業会計の場合、利益の処分、つまり使い道は、議会の議決または条例の規定によって行わなければならないと定められています。今回の決算によって生じた未

議長

処分利益剰余金の処分としまして、東洋町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条の規定によりまして、減債積立金及び建設改良積立金にそれぞれ300万円計上し、未処分利益剰余金の残高は318万9373円となっております。

以上で簡易水道事業会計の決算報告を終わります。

(福島 登 議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明は、すべて終わりました。

ここでお諮りします。

認定第1号、令和6年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、令和6年度東洋町簡易水道事業会計決算の認定についてまでの9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定による、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

(自席より、議長。との声あり)

暫時、休憩します。ちょっと休憩しますので、文書を配布しながら、10時15分まで休憩します。

(休憩時間：10時00分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：１０時１５分)

お諮りします。

先ほど設置されました、決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第７条第４項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、１番、大坪千倫君、２番、廣田斎史君、３番、安岡良仁君、４番、高島俊彦君、５番、武山裕一君、６番、今宮裕明君、７番、田島毅三夫君を指名したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行って下さい。

場所は議員控え室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第９条第１項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第９条第２項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、直ちに議長へ提出して下さい。

ここで、休憩をいたします。再開は１０時２５分です。

(休憩時間：１０時１７分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：１０時２５分)

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。委員長、廣田斎史君、副委員長、安岡良仁君。以上であります。

日程第１２、承認第６号、専決処分事項、令和７年度東洋町一般会計補正予算、専決第１号の承認を求めることについての件から、日程第２２、議案第４０号、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結についてまでの１１件を、この際、一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。

（長崎 正仁 町長）

それでは議案提案理由説明書の１１ページをお願いいたします。

承認第６号、専決処分事項、令和７年度東洋町一般会計補正予算、専決第１号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同条第３項の規定により報告をし、議会の承認を求めます。令和７年９月１１日提出でございます。

提案理由についてでございます。

６月議会終了後に、歳入では地方交付税の確定、歳出では、地域福祉センターガス管からのガス漏れ修繕、池地区防火水槽の漏水修繕、また、甲浦小学校、甲浦中学校及び野根中学校体育館における熱中症対策として、空調機を設置するために必要となる予算を追加し、緊急を要しましたので、令和７年７月１日に専決処

町長

分をさせていただいております。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて１３ページをお開きください。

議案第３１号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。令和７年９月１１日提出でございます。

提案理由についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和７年１月８日に公布されたことに伴い、育児時間取得形態の多様化を図るため、本条例を改正するものでございます。

なお内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

１４ページをお願いいたします。

議案第３２号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求めます。令和７年９月１１日提出でございます。

提案理由についてでございます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和７年１月８日に公布されたことに伴い、育児時間取得形態の多様化により、育児時間の請求方法が見直されたことから、本条例を改正するものでございます。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続いて議案第３３号、東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することに

ついて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和7年9月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和7年6月4日に施行されたことに伴い、本町においても議会議員及び長の選挙におけるビラ及びポスターの製作に要する経費に係る限度額を引き上げる改正をするものでございます。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

16ページをお開きください。

議案第34号、令和7年度東洋町一般会計補正予算、第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年9月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ6316万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億7353万7千円とするものでございます。

歳入では、地方交付税、国庫及び県支出金、繰入金、諸収入、町債を計上しております。

歳出では、庁舎内情報機器類更新委託料、公用車購入費、東洋町地域福祉センター空調機修繕料、林道相間線改良工事費、木造住宅耐震改修設計補助金、木造住宅耐震改修補助金、東洋町立学校基金積立金、甲浦小学校受電設備修繕料、野根小学校環境整備委託料、甲浦中学校生徒会室空調設備整備工事費などを計上しております。

内容につきましては総務課長が説明をいたします。

議案第35号、令和7年度東洋町国民健康保険事業特別会計補

正予算、第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年9月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ530万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5389万1千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金を計上しております。

歳出では、子ども・子育て支援金制度システム改修委託料を計上しております。

なお内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて18ページをお開きください。

議案第36号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和7年9月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ736万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7991万9千円とするものでございます。

歳入では、繰入金、繰越金を計上しております。

歳出では、介護給付費返還金、介護給付費準備基金積立金などを計上しております。

なお内容につきましては、住民課長兼地域包括支援センター事務局長が説明をいたします。

議案第37号、令和7年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第21

8条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年9月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

歳入歳出それぞれ179万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5026万3千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金を計上しております。

歳出では、子ども・子育て支援金制度システム改修委託料を計上しております。

なお内容につきましては、住民課長が説明をいたします。

続いて20ページをお開きください。

議案第38号、令和7年度東洋町下水道事業会計補正予算、第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求めます。令和7年9月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

資本的収入において、下水道事業債及び過疎対策事業債で440万円、資本的支出では、甲浦浄化センター最終沈殿地施設改良工事で440万円を計上しております。

なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。

続いて議案第39号、野根漁港魚自動選別機等備品購入契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めます。令和7年9月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

令和7年8月27日に一般競争入札により行いました野根漁港魚自動選別機等備品購入につきましては、予定価格が700万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

続いて23ページをお願いいたします。

議案第40号、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結について。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。令和7年9月11日提出でございます。

提案理由についてでございます。

令和7年8月8日に公募型プロポーザル方式により、契約業者選定を行いました東洋町同報通信システム整備工事につきましては、予定価格が5千万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお内容につきましては総務課長が説明をいたします。

以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

総務課長

築地総務課長。

(築地 仲音 総務課長)

それでは私の方から、まず承認第6号、令和7年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについて御説明いたします。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正では、歳入歳出それぞれ1466万3千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億1037万7千円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第31号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて御説明いたします。

議案関係資料1ページ、新旧対照条文1ページをお開き下さい。

新旧対照条文により御説明をさせていただきます。

今回の主な改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年1月8日に公布されたことに伴い、育児時間取得形態の多様化を図るため、本条例を改正するものでございます。

新旧対照条文1ページを御覧ください。

今回の法律改正で、育児休業法第19条第2項は同条第5項に、また、同条第3項は同条第6項に繰り下がりました。本条例、第1条(目的)に引用個所が2か所ございますので、併せて条ずれの改正をしております。右側が改正後案になります。

2 ページをお願いします。

第 19 条の(部分休業をすることができない職員)第 2 号では、育児時間を請求することができる非常勤職員の要件から勤務日ごとの勤務時間に係る要件が削除されたことから、「及び勤務日ごとの勤務時間」の条文を削除しております。次に、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)」を削り、「。次条において同じ」を加えております。これは、3 ページに移ります。第 20 条の左側の現行にある「定年前再任用短時間勤務職員等」が削られることに起因する改正でございます。

第 20 条の「部分休業の承認」の見出しについては「第 1 号部分休業の承認」へ改正をしております。第 1 号部分休業とは、今までと同様に、1 日につき 2 時間の範囲内で育児時間を取得することについて定めたものになります。「勤務時間の始めと終わりにおいて」と限定的な条文は削られております。この改正で、例えば、子の送り迎えを行うため出勤又は退勤時刻に活用する方法に加え、日中に行われる保育園の保護者会に参加するため、休憩時間の後に取得し、その後勤務に戻るといった活用方法も可能となります。

第 20 条第 2 項、及び 4 ページ同条第 3 項では、先程の見出しの改正と同様に「部分休業」を「第 1 号部分休業」へ改正しております。

5 ページに移ります。第 20 条の 2 の(第 2 号部分休業の承認)を新設しております。第 1 号部分休業、の 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で育児時間を取得する以外の方法で、第 2 号部分休業として、1 年につき 10 日の勤務時間の範囲内で育児時間を取得できることについて定めたものになります。

6 ページをお願いします。第 20 条の 3 の(育児休業法第 19

条第2項の条例で定める1年の期間)では、毎年4月1日から翌年3月31日までと定めております。

第20条の4の(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)では、第1号、「非常勤職員以外の職員」として、一般職の職員の場合は、77時間30分と定めております。これは、1日7時間45分勤務の10日分の勤務時間数でございます。第2号の、「非常勤職員」として、当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間と定めております。これは、例えば、1日7時間勤務の会計年度任用職員の場合は、10日分の勤務時間数は70時間となります。

7ページに移ります。第20条の5(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)では、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど育児休業の申し出時に予測することができなかった事実が生じたことにより育児時間の変更が認められるものです。

第21条(部分休業をしている職員の給与の取扱い)を、8ページをお願いします。第22条(部分休業の承認の取消事由)では、先程の第20条の5により「特別の事情が生じたことにより、職員が育児時間の申出の内容を変更したとき」とすることが整理をされております。

この改正で、育児休業の取得については、第1号部分休業と第2号部分休業、どちらの方法で育児時間を取得するか、選択できることとなります。

議案関係資料3ページをお願いします。

附則、第1条、施行期日は、令和7年10月1日からとしております。4ページをお願いします。第2条、経過措置では、本条

例の施行日の令和 7 年 1 0 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日までの間における部分休業の承認の請求をする場合、第 2 0 条の 4 の規定の適用については、読み替え条文が定められております。

こちらについては以上になります。

続きまして、議案第 3 2 号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて御説明いたします。

議案関係資料 5 ページ、新旧対照条文 9 ページをお開き下さい。

新旧対照条文により御説明をさせていただきます。

今回の主な改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 1 月 8 日に公布されたことに伴い、育児時間取得形態の多様化により、育児時間の請求方法が見直されたことから、本条例を改正するものでございます。

新旧対照条文 9 ページをご覧ください。

第 1 7 条（介護休暇）では、本条例において、「第 1 9 条の 2」の新設により、第 1 9 条の 2 が第 1 9 条の 3 に条ずれすることから「第 1 9 条の 2 第 1 項」を「第 1 9 条の 3 第 1 項」に引用個所の改正をしております。

1 0 ページをお願いします。第 1 9 条の 2（妊娠、出産等についての申し出をした職員等に対する意向確認等）第 1 項では、妊娠、出産等についての申し出をした職員に対して、必要な措置が規定されております。1 1 ページに移ります。第 1 号では、「仕事と育児との両立に資する制度（出生時両立支援制度等）」について周知すること。第 2 号では、この制度について、請求をする意向があるかを確認すること。第 3 号では、申し出に係る子の心身の状況や申し出職員の家庭状況に起因して当該子の出生の日

以降に発生し、又は発生することが予想され、仕事と家庭生活との両立に支障となる事情の改善に資する事項に係る申し出職員の意向を確認すること。を定めております。

第2項では、3歳に満たない子を養育する職員に対しての必要な措置が規定されております。12ページをお願いします。第1号では、「仕事と育児との両立に資する制度（育児期両立支援制度等）」について対象職員に周知すること。第2号では、この制度について、請求をする意向があるかを対象職員に確認すること。第3号では、対象職員の3歳に満たない子の心身の状況や対象職員の家庭状況に起因して発生し、又は発生することが予想され、仕事と家庭生活との両立に支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認すること。を定めております。

13ページに移ります。第3項では、意向確認した事項についての取扱いにあたり、当該意向内容に配慮しなければならないことが定められております。

第19条の3（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）では、第19条の2第1項第2号の「（以下「請求等」という。）」の改正条文による改正で、また、新設による条ずれの改正で、「第19条の2」を「第19条の3」とし、14ページをお願いします。「第19条の3」を「第19条の4」と改正をしております。

議案関係資料7ページをお願いします。

附則、第1条、施行期日は、令和7年10月1日からとしており、第2条、経過措置では、本条例の施行日の令和7年10月1日前においても、改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。ことを定めております。

こちらについては以上になります。

議案第 3 3 号、東洋町議会議員及び東洋町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについてご説明いたします。

議案関係資料 8 ページ、新旧対照条文 1 5 ページをお開き下さい。

新旧対照条文によりご説明をさせていただきます。

今回の主な改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和 7 年 6 月 4 日に施行されたことに伴い、本町においても議会議員及び長の選挙におけるビラ及びポスターの作成に要する経費に係る限度額を引き上げる改正をするものでございます。

新旧対照条文 1 5 ページを御覧ください。

第 8 条（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）では、選挙運動用ビラの 1 枚当たりの作成単価の上限額を、7 円 5 1 銭から 8 円 3 8 銭へ改正しております。

1 6 ページをお願いします。第 1 1 条（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払）では、選挙運動用ポスターの 1 枚当たりの作成単価の上限額を、5 1 8 円から 5 8 6 円 8 8 銭へ改正しております。

議案関係資料 8 ページをお願いします。附則、施行期日は、公布の日から施行し、適用区分については、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用することを定めております。こちら以上になります。

続きまして、議案第 3 4 号、令和 7 年度東洋町一般会計補正予算、第 2 号を定めることについて御説明いたします。

議長	予算書 1 ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ 6 3 1 6 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 3 億 7 3 5 3 万 7 千円とするものでございます。 2 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明) (福島 登 議長) ここで休憩します。2 0 分まで休憩をします。 (休憩時間：1 1 時 1 2 分) 休憩前に引き続き、会議を開きます。 (再開時間：1 1 時 2 0 分) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) それでは議案第 3 5 号、令和 7 年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第 2 号を定めることについて御説明いたします。予算書の 1 ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ 5 3 0 万 4 千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5 3 8 9 万 1 千円とするものでございます。 2 ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。

住民課長兼地域包括支援センター事務局長	(堀川 歩 住民課長兼地域包括支援センター事務局長) それでは私のほうからは、議案第36号、令和7年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第2号を定めることについて御説明いたします。予算書1ページをお願いいたします。 今回の補正では、歳入歳出それぞれ736万1千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7991万9千円とするものでございます。 2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 田岡住民課長。
住民課長	(田岡 伊織 住民課長) それでは議案第37号、令和7年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについて御説明いたします。予算書の1ページをお願いいたします。 今回の補正では歳入歳出それぞれ179万2千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5026万3千円とするものでございます。2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明)
議長	(福島 登 議長) 生田産業建設課長。
産業建設課長	(生田 憲一 産業建設課長)

それでは議案第38号、令和7年度東洋町下水道事業会計補正予算、第1号を定めることについて御説明いたします。

予算書の1ページをお願いします。

第2条、資本的収入及び支出の補正につきまして、収入科目第1款、資本的収入の既決予定額7303万円に補正予定額440万円を追加し7743万円に、第1項、企業債では、既決予定額5230万円に補正予定額440万円を追加し、5670万円とするものであります。

次に支出につきまして、支出科目第1款、資本的支出の既決予定額8837万円に補正予定額440万円を追加し9277万円に、第1項、建設改良費では、558万4千円に補正予定額440万円を追加し998万4千円とするものであります。

予算書の2ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

続きまして、議案第39号、野根漁港魚自動選別機等備品購入契約の締結について御説明いたします。

議案第39号資料をお願いいたします。

物品売買契約書、選別機の仕様書及び納入実績表を添付させていただいております。

まず、物品名でございますが、魚自動選別機一式でございます。納入場所は、東洋町大字野根としております。契約の方法ですが、一般競争入札でございます。募集期間は令和7年8月6日から令和7年8月15日までとし、東洋町ホームページでの募集を行っております。

今回1社からの応募があり8月27日に入札後、仮契約を行いました。契約金額は1925万円、その内消費税が175万円で

ございます。納入期限は、令和８年３月１０日としております。

納入業者につきましては、宮城県気仙沼市^{まつぎちしやう}松崎地正８５－１、株式会社 藤田鉄工所、代表取締役 ^{よねくらのりお}米倉工雄でございます。

また、１９７２年２月に会社設立後、省力化機械の製作を主軸とした機械メーカーとして生産から販売までを行う会社でございます。また、全国で同規模のコンベアを数多く納入した実績もございます。

魚自動選別機の内容につきましては、魚をホッパーに投入後、コンベアで流れてきた魚を自動で選別する機械でございます。大きさなどは仕様書を添付しておりますので御参照下さい。生産・搬入・設置までが契約内容となっております。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

（福島 登 議長）

築地総務課長。

総務課長

（築地 仲音 総務課長）

それでは議案第４０号、東洋町同報通信システム整備工事請負契約の締結について御説明いたします。

議案関係資料の９ページをお願いいたします。

建設工事請負契約書でございます。８月８日、公募型のプロポーザル方式により２社からの御提案をいただきまして、審査の結果、受注者は、株式会社 国際電気、四国営業所様と決定をいたしました。５の請負代金額は、消費税込で４億１９１０万円でございます。株式会社 国際電気は、資本金１０億円、従業員数は１４１３名の企業であり、全国１９０自治体で施工実績がございます。本社は東京都港区にあり、高知市に四国営業所を設けてお

	ります。 令和7年9月3日に仮契約をしており、本議会において承認されましたら、詳細設計など着工の準備に入りまして、令和9年3月31日までの完了となります。 整備内容は、これまで行っていた防災行政無線を60メガヘルツ帯防災行政無線同報系の整備と、ライフビジョンと連携した町内放送や議会放送などの整備をいたします。令和8年度末には、既存のIP告知端末は使用できなくなりますので、アンケート調査を実施させていただきまして、高齢者でスマホやパソコンなどをお持ちでない世帯には、希望によりタブレットを支給をさせていただく予定でございます。 以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。
議長	(福島 登 議長) 以上で、一括議題とした提出案件の説明が、すべて終わりました。 日程第23、同意第13号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。 直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。
町長	(長崎 正仁 町長) 議案提案理由説明書の25ページをお開きください。 同意第13号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めます。令和7年9月11日提出でございます。

しまだかずまさ

住所は安芸郡東洋町大字甲浦560番地2、氏名は嶋田数昌氏
でございます。生年月日は昭和36年11月13日生まれの満6
3歳でございます。任期は令和7年9月12日から令和11年9
月11日までの4年間であります。

提案理由についてでございます。

令和7年8月25日をもって教育委員会委員の松井章弘氏が
任期満了となりましたので、新たに嶋田数昌氏を任命したいと存
じます。

なお、26ページへ経歴書を添付しておりますので、御参照い
ただきますよう、よろしくお願いいたします。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに
御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第13号、東洋町教育委員会の委員の任命につ
き同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、今
宮裕明君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願

ます。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は議会会議規則第 8 4 条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1 番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

6 番、今宮裕明君、並びに 7 番、田島毅三夫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数 7 票、うち有効投票 7 票、無効投票 0 票であります。有効投票中、賛成 5 票、反対 2 票。以上のとおりであります。

よって、同意第 1 3 号、東洋町教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第 2 4、同意第 1 4 号、東洋町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。

町長

直ちに、提出者の説明を求めます。長崎町長。

(長崎 正仁 町長)

議案提案理由説明書の 27 ページをお開きください。

同意第 14 号、東洋町監査委員の選任につき同意を求めることについて、次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求めます。令和 7 年 9 月 11 日提出でございます。

住所は安芸郡東洋町大字白浜 77 番地 1、氏名は弘田^{ひろた}賀^{よしのり}軌氏でございます。生年月日は昭和 28 年 2 月 7 日生まれの満 72 歳でございます。任期は令和 7 年 9 月 12 日から令和 11 年 9 月 11 日までの 4 年間であります。

提案理由についてでございます。

令和 7 年 9 月 11 日をもって監査委員の弘田賀軌委員が任期満了となります。引き続き、弘田委員を選任したいと存じますので、よろしくお願いいたします。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第 14 号、東洋町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は全員であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、大坪千倫君、並びに2番、廣田斎史君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

1番、大坪千倫君、並びに2番、廣田斎史君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。
有効投票中、賛成6票、反対1票。以上のとおりであります。

よって、同意第14号、東洋町監査委員の選任につき同意を求

	めることについての件は、同意することに決定しました。 議場の閉鎖を解きます。 日程第 2 5、報告第 3 号、令和 6 年度財政の健全化判断比率等の報告についての報告を求めます。長崎町長。 (長崎 正仁 町長) 議案提案理由説明書の 2 9 ページをお開きください。 報告第 3 号、令和 6 年度財政の健全化判断比率等の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、御報告申し上げます。 毎年度、健全化判断比率等を監査委員の審査に付して議会に報告しなければならない指標は、次のとおり申し上げます。 まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率、ともに該当はございません。 次に、実質公債費比率は 1 2 . 5 % で対前年度比で 0 . 4 % の増でございます。 将来負担比率は 2 9 . 9 %、対前年度比で 1 0 . 1 % の減でございます。 資金不足比率は該当ございません。 以上のとおり御報告を申し上げます。
町長	(長崎 正仁 町長) 日程第 2 6、議会報告、石川県能登半島視察研修の報告についての報告を求めます。代表派遣議員、2 番、廣田斎史君。
議長 2 番議員	(福島 登 議長) (廣田 斎史 議員)

それでは議会から、8月20日から23日に実施しました視察研修について報告いたします。お手元の報告書を御参照ください。

まず、七尾市和倉温泉では、震災以降、22軒あった宿泊施設のうち、現在6軒が営業を再開しており、近くには仮設商店街も設営され、復興へ向けて進んでいますが、道路や付近の護岸などは復旧途中でした。

輪島市では、液状化による道路のうねりや電柱の傾斜が多くみられ、朝市のあった場所は建物はなにもなく、雑草が生い茂り、道路や港などのインフラも未だ手つかずの箇所が多く見受けられました。

珠洲市の行政視察では、珠洲市議会の議長、そして市の復旧復興本部職員から説明をしていただき、議長からは、議員に求められた役割として、地域のリーダーとしての役割、次に行政からの情報の収集、3つ目にインフラ復旧の依頼などが挙げられました。しかし、発災直後の混乱を防ぐため、各議員には市役所への問合せを控えるように伝えたことで、被害情報の把握には時間を要しました。また、高台移転の話もあったが、移転や高台の整備が長期化すること、そして、群発地震による地震の周期が短いことなどから、地震に耐える住宅の整備を行うことになったとの説明を受けました。市担当職員からは、市内の被災状況、復旧状況についての説明があり、過疎、高齢、半島先端域での、大災害の対応の困難さ、特異性を痛感したとのことなどや、長期避難生活での要介護・要医療者の対応、次に道路などの被災による物資機材の運搬や移動が制限されたこと、マンパワーの圧倒的な不足などを伺いました。特に重要なこととして、停電による影響が大きく、通信系、水道、下水道が使用できず、行政無線も2日間でバ

	ッテリーが切れてしまった。これらのことから、電力会社の電源車の配備が必要であること。次に、災害時に外部からの支援を効果的に受け入れ、活用する「受援力」を高めることが大事であると教えていただきました。 最後に、能登半島に位置する地区は、流通の多くを一本の幹線道路に頼っているため、昨年の震災や豪雨災害による道路への甚大な被害により、復旧が長期化している。このことにより、被災自治体は生活の基盤が安定しないため、広域避難者が戻らず、人口の減少に歯止めがかからない状況にある、とのことでした。 本町も地理的、過疎、高齢化など能登半島と共通した部分が多くあり、政策提案を検討するための情報を得る、有意義な研修となりました。 以上で、議会からの報告といたします。
議長	(福島 登 議長) 日程第２７、委員会報告、東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会の中間報告について、報告を求めます。 東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会委員長、大坪千倫君。
東洋町のデジタル化に関する特別委員会委員長	(大坪 千倫 特別委員長) 東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会より、これまでの協議内容について中間報告いたします。 お手元の報告書を御参照下さい。 本委員会は、東洋町議会のデジタル化について、調査検討することを目的として、令和７年３月に設置されました。 現在まで、先進地視察を含む計５回の委員会を開催し、その中

議長

で協議した内容として、まず、議場システムや議会中継配信については、議会活動に関心を持ってもらえるなどの有効性は理解出来るものの、事業費が高額で財政負担が大きい、また、運用面での不安もあるため、現時点では、導入を見送ることとした。

しかし、タブレット端末については、ペーパーレス化による事務効率化など、環境に配慮したデジタル化が図れることや、災害など非常時に、情報交換の手段としての効果が見込まれるため、導入に向けた取り組みを進めることとしました。

以上で、東洋町議会のデジタル化に関する特別委員会からの中間報告を終わります。

（福島 登 議長）

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

ここでお諮りします。

冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会後から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、18日午前9時から再開したいと思います。これに、御異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。

（自席より、異議あります。あの一、との発言あり）

ちょっと待ってください。お一人の異議がありましたので、ここで挙手により採決しましょうか。どうですか、皆さん。よろしいですか。異議がある場合は挙手により採決したいと思いますけど、よろしいですか。

（自席より、はい。や異議なし。との発言複数あり）

そしたら休会して18日午前9時から再開してよいと思う人の挙手を願います。挙手多数であります。

	よって、１８日９時から再開することに決定をいたしました。 本日は、これにて散会します。 次の議会放送は１８日、午前９時から開始いたします。 これにて議会放送を終了いたします。 皆さん、お疲れさまでした。 （散会時間：１２時０１分）
--	---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 7 年 10 月 24 日

議 長 福島 登

署名議員 一井 為 毅 三 大

署名議員 大坪 千 倫